

議案第九十九号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年十月二十六日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年拾月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を

次のように改正する。

別表第一種町営住宅中

昭和六十二年 度	森	三朝町大字森字天神	木造瓦葺二階建
-------------	---	-----------	---------

を

昭和六十二年 度	森	三朝町大字森字天神	木造瓦葺二階建
昭和六十三年 度	森	三朝町大字森字天神	木造瓦葺二階建

に改め、同表第二種町営住宅中

昭和六十二年度	森	三朝町大字森字天神	木造瓦葺二階建
---------	---	-----------	---------

を

昭和六十二年度	森	三朝町大字森字天神	木造瓦葺二階建
昭和六十三年度	森	三朝町大字森字天神	木造瓦葺二階建

に改める。

附 則

この条例は、昭和六十三年十一月一日から施行する。